

令和8年度軽自動車税の税額について

車		種	税 額	
軽自動車	軽自三輪車	平成27年3月31日までに初度検査した車両	3,100円	
		平成27年4月1日以降に初度検査をした車両	3,900円	
		初度検査から13年を超える車両	4,600円	
		グリーン化特例(軽減税率)該当車両	1,000円	
	軽自四輪 貨物・営業用	平成27年3月31日までに初度検査した車両	3,000円	
		平成27年4月1日以降に初度検査をした車両	3,800円	
		初度検査から13年を超える車両	4,500円	
		グリーン化特例(軽減税率)該当車両	1,000円	
	軽自四輪 乗用・営業用	平成27年3月31日までに初度検査した車両	5,500円	
		平成27年4月1日以降に初度検査をした車両	6,900円	
		初度検査から13年を超える車両	8,200円	
		グリーン化特例(軽減税率) 該当車両	75%軽減	1,800円
			50%軽減	3,500円
			25%軽減	5,200円
	軽自四輪 貨物・自家用	平成27年3月31日までに初度検査した車両	4,000円	
		平成27年4月1日以降に初度検査をした車両	5,000円	
		初度検査から13年を超える車両	6,000円	
		グリーン化特例(軽減税率)該当車両	1,300円	
	軽自四輪 乗用・自家用	平成27年3月31日までに初度検査した車両	7,200円	
		平成27年4月1日以降に初度検査をした車両	10,800円	
		初度検査から13年を超える車両	12,900円	
		グリーン化特例(軽減税率)該当車両	2,700円	
原動機付自転車	第一種	50cc以下または0.6kw以下	2,000円	
		特定小型(0.6kw以下 電動キックボード等)	2,000円	
		125cc以下かつ最高出力4.0kw以下	2,000円	
	原付二種	乙(90cc以下または0.8kw以下)	2,000円	
		甲(125cc以下または1.0kw以下)	2,400円	
	ミニカー	20cc超50cc以下(三輪以上で車室を備えたもの)	3,700円	
小型特殊自動車		農耕作業用(トラクター、コンバイン等)	2,400円	
		その他(フォークリフト等)	5,900円	
軽自二輪車		総排気量125cc超～250cc以下	3,600円	
被けん引車		ボート・トレーラー	3,600円	
特殊牽引車		スノーモービル等	3,600円	
二輪の小型自動車		250cc超過	6,000円	

【グリーン化特例(軽減税率)とは】

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新規取得した三輪及び四輪車以上の軽自動車(新車のみ)で、一定の排気ガス基準と燃費基準を達成した車両について、新規取得した翌年度分の軽自動車税(種別割)を軽減するものです。